

第 1 部

序 論



第1章 計画の概要

第1節 策定の趣旨

平成17(2005)年2月11日、八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町の合併により東近江市が誕生しました。さらに、平成18(2006)年1月1日には、東近江市と能登川町、蒲生町が合併し、鈴鹿山系から琵琶湖にいたる広大な市域を有するまちとして、新たな歴史を歩み始めました。

本市は、これまで「新市まちづくり計画」および「合併建設計画」(市町村の合併の特例に関する法律に基づき作成する「市町村建設計画」)の中で、「みんなでつくる うるおいとにぎわいのまち 東近江市」をまちの将来像として掲げ、合併後のまちづくりを進めてきました。

今日、本格的な少子高齢社会、人口減少時代を迎え、グローバル化、情報化の進展、深刻化する地球規模の環境問題や市民生活の成熟化など、私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化し、様々な分野において歴史的な転換期を迎えています。また、地方自治体は、地方分権への取り組みや極めて厳しい財政状況に直面する中で、多様化、高度化する地域課題の解決や新たな市民ニーズへの対応が課題となっています。

これらの社会経済情勢の変化などに的確に対応し、市民一人ひとりが、誇りを持って幸せに暮らせる新しい東近江市を築くためには、「自分たちの地域は自分たちで創り育てる」という自立の考え方を基本に、市民と行政の協働によるまちづくりを実現することが求められています。

こうした状況のもと、本市では、合併協議会で合意された上記の2つの計画を基本とする中で、市民が共有できる東近江市の新たな将来ビジョンを描くとともに、市民と行政が協働して取り組む魅力あるまちづくりの指針として、ここに「東近江市総合計画」を策定します。



琵琶湖から見た本市の全景

第2節 計画の構成と期間

総合計画は、新しい都市像を実現するための総合的なまちづくりの方針や施策の方向性を体系的に示すものとして、長期的な視野に立った内容が求められていることから、基本構想に示す将来の都市像（以下「将来像」という）を実現するために必要とする期間を計画期間として設定します。

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成します。

1. 基本構想

基本構想は、東近江市の10年後を展望し、まちの将来ビジョンを表すものとして、まちづくりの基本理念と将来像を示すとともに、社会経済情勢や行財政制度の変化、市民ニーズの多様化などに的確に対応するための基本方針を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営の指針となるべきものとします。

構想の期間は、平成19(2007)年度から平成28(2016)年度までの10年間とします。

2. 基本計画

基本計画は、将来像を達成するための基本的な施策の体系を示すものであり、基本構想に示された将来ビジョン実現のための施策方針です。計画期間は基本構想期間の前期に相当する平成19(2007)年度から平成23(2011)年度の5年間として、施策方針及びこれらの目標指標を示し、達成度を点検するものとします。

また、平成24(2012)年度から平成28(2016)年度の後期については、社会経済情勢の変化や計画の評価などを踏まえ、改めて見直しを行うものとします。

3. 実施計画

実施計画は、基本計画に示された施策を具体的な事業として定めるものであり、財政的な裏づけや社会経済情勢を判断しながら、3年間の計画をローリング方式により毎年度更新することによって、実効性の高い計画とします。

